

令和6年度 メディカルサポート事業実施要項 (旧 アスレティックトレーナー活用事業)

1 目的

競技団体が日本スポーツ協会（以下J S P O）公認アスレティックトレーナー（以下A T）や県スポーツ協会認定A T、J S P O公認スポーツ栄養士、県スポーツ協会認定スポーツ栄養士等を積極的に活用し、選手をサポートすることで安定した競技力向上を図る体制を整備することを目的とする。

2 事業主体

主 催 公益財団法人群馬県スポーツ協会 実施競技団体
共 催 群馬県

3 実施期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

4 事業内容

- (1) 競技団体における強化事業にJ S P O公認A Tや群馬県スポーツ協会認定A TやJ S P O公認スポーツ栄養士、群馬県スポーツ協会認定スポーツ栄養士等を導入し、年間を通じて選手のコンディショニングや医科学サポート等を行う体制づくりを支援する。
- (2) A Tやスポーツ栄養士の導入を希望している団体の要望をもとに、それに適した県内のA Tやスポーツ栄養士等を紹介する体制を整える。
- (3) 各種競技力向上対策事業と連携し、県内のA Tやスポーツ栄養士等の活動の幅を広げる。

5 対象団体

国民スポーツ大会正式競技41競技団体

6 補助対象経費

J S P O公認A T・スポーツ栄養士 または 群馬県スポーツ協会認定A T・認定スポーツ栄養士の活動に係る経費

※報償費は**1回8,000円**とする。なお、報償費や旅費、宿泊費については、補助金の範囲内で支出するものとする。

7 対象競技団体及び補助金の選考

各競技団体から提出された計画書を審査し、県スポーツ協会選手強化委員会で対象団体及び補助金額を決定する。

8 補助事業の執行方法

この事業は、県スポーツ協会が競技団体に補助金を交付し、事業を実施する。
執行方法については、群馬県競技力向上対策費補助金交付要綱に準ずる。

9 その他

活動中の偶発的な傷害事故や賠償責任を問われる事故等に備え、スポーツ傷害保険に加入すること。